

独立行政法人日本スポーツ振興センター入札監視委員会定例会議議事概要

開催年月日及び場所	平成30年9月19日(水) 大会議室1	
委員	委員長 宮 直仁(公認会計士) 委員 齊藤 誠(弁護士) 委員 川瀬 貴晴(国立大学法人千葉大学グランドフェロー)	
審議対象期間	平成30年1月1日～30年6月30日	
抽出案件(合計)	4件	(備考)
建設工事(計)	2件	抽出案件の個別審議の内容については、別紙の「5.建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議」のとおりとなる。なお、各案件の概要については発注担当課から説明を行い、委員の質問等に対しては発注担当課及び発注依頼課から回答を行った。
一般競争入札 (政府調達に関する協定適用対象工事)	0件	
一般競争入札 (上記工事を除く。)	2件	
工事希望型競争入札	0件	
通常指名競争入札	0件	
随意契約	0件	
設計・コンサルティング業務(計)	2件	
公募型プロポーザル	0件	
簡易公募型プロポーザル	0件	
簡易公募型プロポーザル(拡大)	0件	
標準型プロポーザル	0件	
一般競争入札	1件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>1.平成30年1月から6月までの間に発注した建設工事の入札及び契約の運用状況等について(発注担当課から説明)</p> <p>(意見・質問) ・特になし</p>	
<p>2.平成30年1月から6月までの間に発注した設計・コンサルティング業務の入札及び契約の運用状況等について(発注担当課から説明)</p> <p>(意見・質問) ・特になし</p>	
<p>3.平成30年1月から6月までの間の指名停止等の措置状況について(発注担当課から説明)</p> <p>(意見・質問) ・特になし</p>	
<p>4.審議の対象とする建設工事及び設計・コンサルティング業務の抽出結果について(委員長から説明)</p> <p>(意見・質問) ・特になし</p>	
<p>5.抽出した建設工事及び設計・コンサルティング業務に関する審議</p> <p>(発注担当課から説明)</p> <p>(1)一般競争入札</p> <p>【国立代々木競技場蓄電池設備の交換工事】</p>	
<p>(質問)</p> <p>・競争参加資格等の設定に関して、配置予定技術者については施工実績を求めているとのことであるが、施工実績を求めるか否かの基準はあるのか。</p> <p>・本件に関しては、競争性を高めるために施工実績を求めなかったということか。</p> <p>・応札した3者の価格にはある程度の開きがあるが、なぜか。</p>	<p>・原則としては同種工事の施工実績を求めるが、案件の性質によってその都度判断している。</p> <p>・そうである。</p> <p>・交換する蓄電池の仕様については指定をしているため、各業者がメーカーから購入する単価の差によって応札価格に開きが出た可能性があると考えます。</p>
<p>(意見)</p> <p>・特になし</p>	

意見・質問	回答
<p>(2)一般競争入札</p> <p>【国立代々木競技場フットサル場1番コート人工芝更新工事】</p> <p>(質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札状況を確認すると辞退者が1者いるが、その理由は確認しているか。 ・発注見通しの公表の方法と本件の掲載状況について確認したい。 <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今までの経験に照らして更新時期を適切に見極めるとともに、年度途中で更新の必要が生じた場合、予算の追加配賦を担当する課に対して工事の必要性を認識してもらえるように発注担当課と連携して働きかけていくことが必要であると思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングを実施したところ、指定した仕様の人工芝の手配が難しいために辞退したとのことであった。 ・発注見通しについては、毎年度当初にホームページに掲載をしている。ただし、年度当初に全ての工事が決まるわけではないため、予算が後から確保できたものは、その時点で随時公表している。本件についても、予算が確保されて調達の見通しが立った時点で掲載した。
<p>(3)随意契約</p> <p>【国立代々木競技場安全安心対策工事(その2)設計業務】</p> <p>(質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の理由として、「本業務の契約を締結するに当たっては、契約の相手方に対して耐震改修工事設計で作成した仮設計画を含めた瑕疵責任を求めることが必須となるが、本業務について、競争に付して契約の相手方を求めようとした場合、本必須要件は、耐震改修工事設計の既受注者以外の者にとっては、過度な瑕疵責任要求になりかねず、競争に付することは適切ではないため。」とあるが、どのような趣旨か。 <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修工事と併せて安全安心対策工事を実施するのであれば、耐震改修工事の設計においても変更が必要となる箇所が出てくる可能性があるのではないか。それであれば、耐震改修工事と安全安心対策工事について、工事を完成させるスケジュールも考慮すると、瑕疵責任請求の観点のみならず、経済合理性の観点からも同一の相手方との契約が望ましいという理由を具体的に挙げた上で随意契約とする承認を求めることが重要だったのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修工事と安全安心対策工事については、設計業務に係る契約は別であるが、施工区域及び時期は同一であり、各工事の施工の結果何らかの問題が生じた場合に、どちらの工事の設計業務による瑕疵であるかを明確にすることができず、本業務の契約の相手方を競争に付して決定した場合、耐震改修工事設計で作成した仮設計画を含めた瑕疵責任をこの者に求めることは過度な要求になってしまうため、発注者としては、競争に付することは不利であるとして、随意契約により耐震改修工事と安全安心対策工事の設計業務の受注者を統一する意図があった。 ・経済合理性の観点からみると同一の相手方と契約することに一定の利益があることも考えられたが、JSCにおいて経済合理性の観点を理由とする随意契約の締結は原則認められていない。本件については、発注依頼課と関係部署で確認の上、両工事に係る瑕疵責任請求の観点から競争に付することが不利と認められるとして随意契約によることとしたものである。

意見・質問	回答
<p>(4)一般競争入札</p> <p>【旧国立競技場敷地排水管の迂回管試掘調査(その2)】</p>	
<p>(質問)</p> <p>・本件については、1回目の入札で落札率が99.70%と非常に高くなっている。その理由として、「予定価格の算出に当たっては、国土交通省の設計業務等標準積算基準書に依拠していること、同省が定める設計業務委託等技術者単価を使用していること、歩掛のない内容については見積書の実勢価格を採用していることから、予定価格と入札価格が近似したものと思われる。」とあるが、国土交通省の定める積算基準による価格と見積書から採用した実勢価格の割合はどの程度か。</p> <p>・複数者から見積りを徴収する必要はなかったのか。</p>	<p>・国土交通省の定める積算基準による価格が48.72%で見積書から採用した実勢価格が51.28%である。</p> <p>・本件に先行して実施した試掘調査業務を受注し、当該現場の道路状況等を熟知している業者であれば、現場の実態に即した適正な見積りを提示してもらうことが可能と考えたため、該当の1者からのみ見積りを徴収した。</p>
<p>(意見)</p> <p>・特になし</p>	
<p>6.その他</p> <p>(意見・質問)</p> <p>・特になし</p>	